

第 8 回

熊本県議会

文教治安常任委員会会議記録

平成25年2月27日

開 会 中

場所 第 2 委 員 会 室

第 8 回 熊本県議会 文教治安常任委員会会議記録

平成25年2月27日(水曜日)

午前10時0分開議

午前11時42分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成24年度熊本県一般会計補正予算(第11号)

議案第4号 平成24年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第1号)

議案第7号 平成24年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第2号)

議案第26号 工事請負契約の変更について

議案第30号 専決処分の報告及び承認について

議案第31号 専決処分の報告及び承認について

議案第32号 専決処分の報告及び承認について

報告第4号 専決処分の報告について

報告第5号 専決処分の報告について

出席委員(8人)

委員長 溝口幸治

副委員長 山口ゆたか

委員 山本秀久

委員 小杉直

委員 大西一史

委員 城下広作

委員 橋口海平

委員 甲斐正法

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 田崎龍一

教育理事 松葉成正
 教育総務局長 松永正男
 教育指導局長 瀬口春一
 教育政策課長 田中信行
 学校人事課長 柳田誠喜
 社会教育課長 石川仙太郎
 文化課長 小田信也
 首席審議員兼施設課長 後藤泰之
 高校教育課長 上川幸俊
 政策監兼
 高校整備推進室長 山本國雄
 義務教育課長 緒方明治
 特別支援教育課長 高橋次郎
 人権同和教育課長 池田一也
 体育保健課長 城長眞治

警察本部

本部長 西郷正実

警務部長 黒岩操

生活安全部長 岡正憲

刑事部長 堀江伸

交通部長 浦田潔

警備部長 高橋功作

首席監察官 木庭強

参事官兼警務課長 吹原直也

参事官兼会計課長 赤星裕

理事官兼総務課長 甲斐利美

参事官兼

生活安全企画課長 浦次省三

参事官兼刑事企画課長 牧野一矢

参事官兼交通企画課長 飯田繁

理事官兼交通規制課長 奥田隆久

参事官兼警備第一課長 佐藤正泉

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳永一博

政務調査課主幹 桑原博史

午前10時0分開議

○溝口幸治委員長 おはようございます。それでは、ただいまから第8回文教治安常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に4名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、教育委員会、警察本部の順に説明を求め、質疑については、それぞれの説明の後に受けたいと思います。

なお、執行部の皆さんは、説明等を行われる際は着席のままで行ってください。

それでは、田崎教育長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

○田崎教育長 おはようございます。議案の説明に先立ちまして、一言お礼を申し上げます。

委員の皆様には、去る2月19日に、人吉・球磨地域において、授業マイスターの授業風景や岩屋熊野座神社等の古社寺建造物を視察いただき、ありがとうございました。

その際、貴重な御助言、御指導をいただいたことに対しまして、改めて感謝申し上げます。

委員の皆様には、今後とも御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、今議会に提案申し上げております教育委員会関係議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

まず、平成24年度2月補正予算につきまして、第1号議案平成24年度熊本県一般会計補正予算、第4号議案平成24年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算、第7号議案平成24年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算におきまして、総額12億9,904万円余

の減額補正をお願いいたしております。

次に、繰越明許費の補正でございます。

県立高等学校再編・統合施設整備事業に係る新設水俣高校の体育館改築工事に不測の日数を要しましたため、事業費の一部を次年度に繰り越すこととしております。

次に、債務負担行為の設定でございます。

教職員住宅用地賃借等4件につきまして、債務負担行為を設定することをお願いをしております。

続きまして、第30号議案及び第31号議案は、熊本県立教育センター敷地内で発生しました車両破損事故に係る和解及び損害賠償額の決定に係るものでございます。

続きまして、第32号議案は、熊本県育英資金貸付金の支払い請求の訴えに係るものでございます。

次に、報告第4号議案は、菊池農業高校職員の交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定に係るものでございます。

以上が議案等の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中教育政策課長 教育政策課でございます。

まず、教育委員会所管の平成24年度2月補正予算の総括説明を申し上げます。

お手元の説明資料、平成24年度2月補正予算等、教育委員会、これの1ページ、補正予算総括表をごらん願います。

一般会計でございます。

補正を計上した事業は、各課に係る事業でございます。一般会計合計12億395万8,000円の減額補正でございます。これに高等学校実習資金と育英資金等貸与の特別会計を含めまして、合計12億9,904万1,000円の減額補正を計上しております。

以後は、関係課から資料に基づき説明いた

します。

まず、教育政策課の分でございます。

資料の2ページをお願いいたします。

2ページ上段の教育委員会費でございます。

教育委員への報酬支給の見込みの減により43万4,000円を減額するものでございます。

次に、中段の事務局費でございます。

565万3,000円の減額をお願いしております。

右側説明欄1の(2)熊本県教育情報化推進事業における県立学校コンピューターの更新に係る入札残等のほか、所要見込み額の減によるものでございます。

次に、下段の教職員人事費でございます。

529万9,000円の減額でございます。

右側説明欄1の(1)教職員住宅建設償還金及び財産処分費における教職員廃止住宅の解体工事費の入札残と所要見込みの減によるものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

上段の教育センター費でございます。

805万7,000円の減額でございます。

右側説明欄3の(1)研修事業における研修出席教職員の旅費の執行残等によるものでございます。

下段の恩給及び退職年金費、これは、年度途中の受給者死亡による支給額の減により1,801万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、債務負担行為について御説明申し上げます。

資料の21ページをお願いいたします。

資料21ページ上段になります。教職員住宅用地賃借でございます。

南関高校教職員住宅など、6つの住宅用地借り受けに係る年間借地料につきまして、平成25年度の執行を予定しているものでございます。

続きまして、条例等議案関係について御説明申し上げます。

資料の22ページをお願いいたします。

22ページから25ページにかけまして、第30号議案及び第31号議案として2件提出しております。いずれも専決処分の報告及び承認を求める議案でございます。

この専決処分は、県立教育センター非常勤職員による除草作業中における事故の和解及び損害賠償額の決定に係るものでございます。

まず、30号議案、これは、資料の22ページの2、事故の概要に記載しておりますけれども、県立教育センター敷地内において、センターの非常勤職員が草刈り機を使用した除草作業の業務中に誤って石を飛ばしてしまい、無人駐車中の車両左側ドアガラスを破損させたものでございます。

次の31号議案は、資料の24ページになります。

24ページの2、事故の概要にありますように、これも同じ県立教育センター敷地内において、今度はのり面下の除草作業中に10メートルほど離れたのり面上に駐車していた車両後部ガラスを破損させたものでございます。

今般、記載内容のとおりそれぞれの相手方との示談が成立し、早急に和解、賠償を進めるため、議会で御審議いただく時間がないことから専決処分を行ったものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○柳田学校人事課長 学校人事課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

上段の事務局費は、教育委員会事務局職員の給与費の支給見込みの減によりまして1,643万9,000円を減額するものでございます。

中段の教職員人事費は、教職員の勧奨退職者が当初見込みよりも増加したことに伴う退職手当の増、それから非常勤講師の勤務実績見込み減による管理運営費の減によりまし

て、差し引き2億623万円を増額するものでございます。

下段の教職員費は、小学校分としまして4億6,460万7,000円を減額するものでございますが、これは、天草、阿蘇等での統廃合が進みましたことによりまして教職員の職員数が減りましたことに伴う減額でございます。

5ページをお願いします。

上段の教職員費は、中学校分でございますが、3,414万8,000円を減額するものでございますが、こちらも統廃合等によります所要見込み額の減によるものでございます。

2段目の高等学校総務費は、矢部、上天草での再編統合に伴いまして教職員が減りましたので教職員給与費の支給見込み減、それから非常勤講師の勤務実績見込み額の減によりまして2億7,019万7,000円を減額するものでございます。

3段目の全日制高等学校管理費、4段目の定時制高等学校管理費、最下段の通信教育費は、運営費の歳入として充当いたしております授業料不徴収交付金の国庫分の交付減に伴いまして、それぞれ学校運営費を減額するものでございます。

6ページをお願いいたします。

特別支援学校費でございますが、教職員の給与費の支給見込み額の減、それから非常勤講師の勤務実績見込みの減、それから学用品等の購入費の実績減に伴います就学奨励費の減によりまして5,981万円を減額するものでございます。

学校人事課は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○石川社会教育課長 社会教育課でございます。

資料の7ページをごらんください。

まず、社会教育総務費でございますが、1,617万1,000円の減額でございます。

2番の地域・家庭教育力活性化推進事業費

につきましては、国庫補助事業である(1)の放課後子ども教室推進事業、それから(2)の地域教育コーディネーターの育成・活用事業を実施する市町村の所要見込み額の減、また、国庫委託事業である(3)防災教育キャンプ推進事業の所要見込み額の減に伴い、879万3,000円を減額するものでございます。

3の社会教育諸費につきましては、(1)青少年教育施設管理運営費の所要見込み額の増に伴い、188万4,000円を増額するものでございます。

それから、4番の国庫支出金返納金につきましては、平成23年度に実施した放課後子ども教室推進事業の国庫補助金が本年度に確定したことに伴い生じた国庫精算返納金108万1,000円を増額するものでございます。

次に、8ページをごらんください。

図書館費でございますが、825万5,000円の減額でございます。

2番の管理運営費につきましては、(1)管理運営費及び緊急雇用創出基金事業である(2)の貴重資料調査・研究・活用等推進事業の所要見込み額の減に伴い、244万2,000円を減額するものでございます。

以上、総額2,442万6,000円の減額でございます。

次に、資料の21ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定ですが、電話相談室賃借につきましては、家庭教育電話相談事業で使用する相談室を年間賃借するものでございます。

社会教育課は以上です。御審議のほどよろしく願います。

○小田文化課長 文化課でございます。

説明資料の9ページをお願いします。

まず、文化費ですが、総額3,353万1,000円の減額でございます。

主なものは、説明欄の2の文化財調査費に

において、国等の公共事業に伴い県が受託した埋蔵文化財発掘調査の事業費確定により減額するものでございます。

続きまして、10ページをお願いします。

美術館費ですが、総額479万7,000円の減額でございます。

主なものは、説明欄の2の細川コレクション永青文庫推進事業の事業費確定により減額するものでございます。

文化課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○後藤施設課長 施設課でございます。

資料の11ページをお願いいたします。

まず、事務局費でございますが、113万2,000円の減額をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の公立学校建設指導監督事務費につきましては、国庫補助金の内示減に伴うものでございます。

次に、資料中段の学校建設費でございますが、2億8,858万7,000円の減額をお願いしております。

説明欄をごらんください。

このうち主な内容を申しますと、1の県立高等学校施設整備費2億9,407万8,000円の減額のうち、(5)の耐震改修事業は、計画変更などに伴う所要見込み額2億8,445万4,000円の減に伴うものでございます。

2の国庫支出金返納金549万1,000円の補正につきましては、平成23年度に地域ニューデール基金を活用した高等学校のPCB廃棄物処理事業の中で、環境省からの指示により一部国庫対象外経費が含まれていることがわかりまして、これに伴う国庫支出金返納金でございます。

資料下段の特別支援学校費でございますが、41万9,000円の増額補正をお願いしております。

右側説明欄をごらんください。

1の施設整備費につきましては、熊本地区新設支援学校(仮称)整備事業の国庫補助内示に伴う財源更正でございます。

2の国庫支出金返納金41万9,000円につきましては、先に御説明いたしましたPCB廃棄物処理事業返納金の特別支援学校分でございます。

12ページをお願いいたします。

教育施設災害復旧費でございますが、65万2,000円の減額をお願いしております。

右側説明欄をごらんください。

1の現年教育施設災害復旧費におきまして、去る7月12日に発生しました熊本広域大水害によって被災しました市町村立学校施設の災害復旧指導監督事務費に係る国庫補助金の内示減によるものでございます。

以上、総額2億8,995万2,000円の減額補正を計上しております。

続きまして、説明資料21ページの3段目をお願いいたします。

債務負担行為の設定について御説明いたします。

県立学校用地賃借につきましては、矢部高校プール用地及び人吉高校五木分校敷地などの借上げ料につきまして、平成25年度での執行を予定しているものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○上川高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

まず、一般会計について御説明をいたします。

上段の事務局費につきましては、154万4,000円の減でございます。

右側説明欄のとおり、新設高等学校等教育環境整備事業における阿蘇中央高校及び水俣高校の校舎間バス運行委託の入札に伴う減額でございます。

中段の教育指導費は、1,479万円の減額でございます。

主なものは、右側説明欄のとおりでございますが、1の(1)の通学支援事業における所要見込み額の減は、バス等の利用予定者の実績減による980万7,000円の減額でございます。

2の(1)は、高校生の就職支援等のためのキャリアサポーター配置に要する経費の実績減による550万円の減額でございます。

3の(1)の初任者研修における所要見込み額の減は、初任者が校外で研修を行う際、初任者にかわり授業を行う非常勤講師の採用者数減に伴う人件費の800万円の減額でございます。

4の(1)の高校生等修学等支援基金積立金は、851万7,000円の増でございますが、その主なものは、私学振興課が行っている私立高等学校等修学支援金事業に係る国の特例交付金の積立金でございます。私学に関する交付金でございますが、国の指示により高校教育課が所管しております高校生修学支援基金へ積み立てることとなっているため、当課で計上しているものでございます。

続きまして、14ページをお願いします。

上段の教育振興費は、523万5,000円の減額でございます。

右側説明欄の1の(1)の理科教育等設備費は、県立高校における国庫補助金の内示減に伴う200万円の減額及び2の(1)の高等学校産業教育設備整備費は、入札に伴う323万5,000円の減額でございます。

中段の学校建設費は、5,359万5,000円の減額でございます。

右側説明欄の1の(1)の併設型中高一貫教育施設整備事業は、国庫負担金交付決定に伴う財源更正等でございます。

また、(2)の県立高等学校再編・統合施設整備事業は、新設水俣高校の施設整備の入札に伴う減額等でございます。

下段の県立高等学校実習資金特別会計繰出金は、右側説明欄のとおり特別会計へ繰り出すものでございますが、実習船「熊本丸」の使用料収入の発生に伴い、2,604万1,000円を減額するものでございます。

以上、一般会計につきましては、1億124万4,000円の減額でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

下段の水産高等学校費は、1,248万4,000円の減額でございます。

主なものは、右側説明欄1の(1)の水産高等学校費の経常経費の減額で、これは、用船実習期間の燃料代を水産研究センターが負担することとなったことによる燃料代の減等によるものでございます。

次に、16ページをお願いします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

育英資金等貸付金は、8,254万8,000円の減額でございます。

これは、右側説明欄にありますように、貸与申請者数の実績による減額でございます。

以上、一般会計、特別会計合わせまして、総額1億9,632万7,000円の減額でございます。

続きまして、説明資料の20ページをお願いいたします。

繰越明許費補正について御説明をいたします。

高等学校費でございますが、新設水俣高校の体育館改築工事に伴うくい設置作業につきまして、くいの支持地盤の上部に想定外の特異な転石層がございまして、その掘削作業に不測の日数を要しましたため、現在承認いただいております16億2,400万円に4,000万円を加えるものでございまして、これにより補正後の金額は16億6,400万円となります。

続きまして、説明資料の26ページをお願い

いたします。

第32号議案として、専決処分の報告及び承認について提案をしています。

これは、熊本県育英資金の返還金に関して行った知事の専決処分に関するもので、27ページに記載しております債務者に対する訴えの提起に係る専決処分について、本会議において報告し、承認をお願いするものでございます。

当課では、育英資金返還金の未収金対策の一つとして、長期滞納者に対する法的措置として、支払い督促の申し立てを行っておりますが、先般、県が行った支払い督促に対し、債務者から異議が出されました。

このような場合は、資料26ページの2、専決処分の理由にありますように、民事訴訟法の規定により、支払い督促の申し立てのときにさかのぼって訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行いたします。

このため、議会で御審議いただく時間がないことから、知事の専決処分といたしましたので、これを本議会で報告し、承認をお願いするものでございます。

続きまして、資料28ページをお願いいたします。

報告第4号として、専決処分の報告をいたします。

これは、菊池農業高等学校公用車の事故に関するもので、菊池市にあります米調整所敷地内において、同校職員が公用車を移動させようとした際、駐車中の小型貨物車に接触し、車の一部を破損させたものでございます。29ページに記載しておりますとおり、相手方との和解について専決処分を行いましたので、議会に報告するものでございます。なお、賠償金につきましては、任意保険で対応しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○緒方義務教育課長 義務教育課でございます。

説明資料の17ページをお願いします。

一般会計の教育指導費3,279万1,000円の減額をお願いしております。

右端の説明欄をごらんください。

1の学校教育指導費ですが、592万4,000円の減額でございます。

主な減額の理由は、(1)(3)(4)については、国庫委託金の内示減及び(2)(6)については、事業費の所要見込み額の減でございます。

また、(5)の東日本大震災被災幼児・児童・生徒修学等支援事業については、被災児童生徒修学援助事業対象生徒の増による増額でございます。

次に、2の教員研修費ですが、1,323万5,000円の減額でございます。

主な減額の理由は、(1)の初任者研修については、研修時に初任者のかわりに授業を行う非常勤講師採用実績減に伴う減及び(3)の指導改善研修事業は、研修指導員配置減に伴う所要見込みの減でございます。

続きまして、3の児童生徒の健全育成費ですが、1,424万6,000円の減額でございます。

記載しておりますように、(1)から(3)の事業全て国庫補助金及び国庫委託金の内示減による減でございます。

最後に、4の国庫支出金返納金ですが、平成23年度に交付を受けた日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業の国庫補助金の交付額確定に伴い、精算した交付金を返納するための経費でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○高橋特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の18ページ上段をお願いします。

まず、教育指導費につきましては、10万円

の減額でございます。

これは、説明欄の1の(1)特別支援教育総合推進事業における所要見込み額の減によるものでございます。

2段目の特別支援学校費は、51万3,000円の減額でございます。

これは、説明欄の1の(1)の特別支援学校理科教育等設備費の国庫補助金の内示減に伴う11万3,000円の減額及び2の(1)県立特別支援学校分教室運営費の所要見込み額の減による40万円の減額でございます。

以上、一般会計につきましては61万3,000円の減額でございます。

続きまして、説明資料の21ページの最下段をお願いいたします。

債務負担行為の設定についてですが、ほほえみスクールライフ支援事業について、今年度中に医療的ケア業務の委託契約を締結し、平成25年度当初から業務を開始するため、2,641万2,000円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○池田人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

説明資料の18ページ下段をお願いいたします。

教育指導費の16万円の減額については、人権教育研究推進事業に係る文部科学省の国庫委託金の内示減に伴うものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の19ページをお願いいたします。

まず、上段の教育指導費でございますが、178万9,000円の減額をお願いしております。

これは、学校給食モニタリング事業を実施

しなかったことから生じた所要見込み額の減によるものでございます。

次に、2段目の保健体育総務費につきましては、1,462万2,000円の減額、3段目の体育振興費につきましては、540万9,000円の減額をお願いしております。これは、事業の所要見込み額や国庫委託金の内示減によるものでございます。

最下段の体育施設費につきましては1,140万円の減額をお願いしておりますが、これは7月の熊本広域大水害により藤崎台県営野球場の石垣が崩壊したため、当初予算で体育施設費として計上していたものを8月補正において災害復旧費として予算を組み替えたことから生じた所要見込み額の減によるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○溝口幸治委員長 以上で付託議案等に関する教育委員会の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○大西一史委員 4ページ、学校人事課にお尋ねをいたします。

退職手当については、教職員の退職手当支給見込みの増ということで出ております。これはいろいろな要因があるかと思いますが、もう少しちょっとこれ詳しく聞かせていただきたいのですが、大体見込みよりもどのくらいふえたのかということがまず1つ、人数的にですね。

それとあと、1月25日の文科省の調査で、全国でも駆け込みの退職というのがいろいろ問題になったわけですが、それについて4県で172名というような報道があつている。圧倒的に埼玉県が一番多かったわけですが、熊本県でも何か1名というようなことで報道があつていたので、その辺がどうなつて

いるのかということと、その駆け込み退職に対する考え方というのをお聞かせいただきたいと思っておりますけれども。

○柳田学校人事課長 2点、委員から質問がありましたけれども、1点目の勧奨退職につきましては、平成23年度が県立小中学校両方合わせまして87名でございました。今年度、平成24年度の勧奨退職は、合わせまして117名ということで、30名ほどふえております。

要因につきましては、勧奨退職の理由を詳細には把握しておりませんが、私個人といたしましては、退職金が条例で下がりましたので、その分が影響しているのではないかとこのように考えております。

2点目の駆け込みの退職の件ですけれども、これは宇城管内の中学校の学校事務の人でございまして、この3月に定年退職を迎えておりましたけれども、一身上の理由ということで、12月末でやめられております。

理由については、一身上の理由というふうになっておりますけれども、客観的に見ますと駆け込みの退職ということになっております。先生ではなかったのですけれども、事務的に混乱するといけないということで、1月に臨時職員を雇い入れまして、最低限支障がないように対応をいたしておるところです。

以上です。

○大西一史委員 埼玉県のような大量退職みたいなことは、制度上の問題もいろいろ言われるのがありますけれども、やっぱり先生たちのモラルの問題と申しますか、もあります。ただ、一方で、それはもう自分たちの生活設計とかそういうこともあろうから、それを完全に何もかも否定するというのでは無いのですけれども、やっぱりとにかく、特に教職員の場合は、これはよそでも指摘されておりましたけれども、そういう現場で、そういう生徒たちへの影響というのが非常にやっぱ

り大きいし、これは事務的なものであるとかそういう業務的なもの以上に、やっぱり心理的なもの、子供の教育的な面に与える影響が非常に大きいので、その点については、いろいろと今後も教育委員会の中で検討していただきたいと思うのですが、なかなかこれは条例改正をした——我々も議会でしたわけですからあれなのですが、東京都あたりは、定年退職ということで、満額というか、最後まで勤め上げた人とそれから自主退職やった人とは条例上でも退職金の支給の金額を変えているんですよね。そうすると、やっぱりその辺での変化というのもあると、東京都では全く駆け込み退職というのはなかったというふうに聞いておりますので、その辺について、やっぱり制度的な工夫も要るのかなというふうに思っておりますので、御意見を申し上げます。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○城下広作委員 13ページの高校教育課にちょっといいですか。

通学支援事業のバス利用の減ということで、当初計画していてこれだけの減なんですけれども、予算を積み上げるときに大体これだけバス通学をするだろうという分がこれだけ減ったというのは、見込みが違ったということなのですけれども、結果的には何か違う交通手段で行けるようになっているからということで考えていいのですかね。

○山本政策監 委員がおっしゃったように、予算を要求する段階で、前年度までの実績、そういったものを踏まえて積算をいたしますけれども、入学者が見込んだ数だけ入学されなかったという状況がありまして、減額というふうになっております。

それから、それだけではございませんで、

例えば矢部高校とかですと、バイク通学を2年生から認めておりますので、ある程度2年生からバイク通学に変わるであろうという予想をしておるのですけれども、予想以上にバイク通学に変えられた生徒さんが多かったというような状況もあるというところがございます。

○城下広作委員 今から統廃合が進んでくると、結果的にはこのバスで支援をするというのは結構大きな課題になってくるから、この辺がちょっと気になったから確認させていただきました。

もう1つ、その次の段ですけれども、高校生のキャリアサポート事業、これも就労支援で、本来はふえていくというふうなイメージがあつて、ふえなきゃいけない事業じゃないかと思うのだけれども、逆に減っているということはどういうことですかね。

○上川高校教育課長 このキャリアサポート事業の減額につきましては、特に設置校から、活動校というのがありますけれども、そこに行く旅費でありますとか、あるいは求職をしていくときの旅費に係るものでございます。その分が当初見込んでおりましたものよりも少なくなったということでございますので、活動自体はやっているのですが、その求職の距離の問題で旅費は影響を受けますので、その分の減額だというふうに承知しております。

○城下広作委員 このキャリアサポートというのは、就労支援をやる分で、大体活発にやって——もともと、なかなか就労が厳しいから活発にやるということで予算化した事業なのですよ。本来だったら、これが大体足らなくなるぐらいの、事業としてのイメージなんですけれども、そうじゃないということは、余り徹底されていない、生かされていないの

ではないかなと逆に思うのですけれども、その辺は間違いなく十分やっているということであれば、それはいいですけれども……。

○上川高校教育課長 キャリアサポーターの活動につきましては、キャリアサポーターを配置しております学校と、それから配置していない学校での就職状況の差を毎年見ておりますけれども、キャリアサポーターを配置している学校は、もともと就職者も多いし、困難な学校でございますので、当初は——9月から就職が本格的に始まりますけれども、9月の段階で、大体7ポイントぐらいの就職率の差がございます。それが——具体的な数字を申しますと、9月段階での、設置校35校でございますが、そこが24.3%の就職率でございます。それが、全体は31.6%で、ここでは7ポイントぐらいの差がございましたけれども、直近で、1月末になりますと、これが7ポイント追いついて、実施以降、設置校では90.4%、それから公立全体では90.7%でございますので、あと0.3ポイントで、そこまで全体の平均まで追いつくと。

毎年——最終的な23年度末では、設置校のほうが98.2%の就職率で、それ以外のところが98%と逆転しておりますので、このキャリアサポーターが、非常に就職困難な現状において、非常に効果を上げている数値は如実に出ておるところでございます。これは、今高校生の就職を支援していく一番大切な事業だというふうに高校教育課では考えておるところです。

○城下広作委員 恐らく来年度予算でも、これはキャリアサポート事業は予算が計上されていますから、もっと力を入れようというのは全国的な流れなんです。恐らく熊本県も、来年度予算を審議して、多分これは出てきますので、また活用しようということになりますから、減額というか、フルに使うとい

う形でやられたほうがいいのではないかと
いうことで、今そういう確認をさせていただきました。
よろしくをお願いします。

最後、もう1点よろしいですか。

先ほどの奨学金の訴訟の件で異議申し立て
があったという話ですね。相手はどういう異
議の申し立てだったか、それは言えますか。
要するに、県から督促して払えと言われた、
だけど異議を申ししてきたと。その異議がど
ういうことかと、異議を言われるというのは、
どういうことかと……。

○上川高校教育課長 支払い督促を提起しま
したときに、法的措置をとりますと一括返還
になります。それに対して、分割の納入を申
し入れてこられたということで、異議申し立
てということになります。

○城下広作委員 はい、わかりました。

要するに、一括というのは大変だから、済
みません、分割でできないかという相談で異
議があったということですね。内容等そうい
うことではなくて、分割の返還という形の異
議ということですね。わかりました。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○山本秀久委員 学校人事課と社会教育課の
見込み違いの額が大き過ぎるのだよな、ず
っと予算の。それはどういう意味で見込み違
いがたくさん出るのだ。そのことをちょっとお
尋ねしておきたいのだけれども。本当に見込
み違い、見込み違いばかり出てきているから
ね、予算の。

○石川社会教育課長 当課では、市町村の補
助事業としまして、放課後子ども教室、地域
教育コーディネーター育成・活用事業という
2つの事業をやっております。こちらそれぞ
れ、放課後子ども教室であれば28市町村が、

地域教育コーディネーター育成・活用事業で
あれば23市町村がやられているのですが、そ
れぞれで活動日数が予定より少なかったり
とか、予定しておいた活動ができなかったり
したことで、少しずつ所要見込み額が思った
より積み上がらなかったということで減額にな
っている部分がございます。

それから、防災教育キャンプ推進事業は、
これは国庫委託金でやっていたのですけれど
も、こちら公募事業であったものですか
ら、国にこちらから申請した額に対しまして
査定があって、私たちが予算化していたもの
より低い額での査定となりましたので、結果
として予算額までのお金が使えなかったとい
うことで、約900万ぐらいの減額となってい
るところで、ちょっと市町村に対して
は、もちろん予定どおりの活動を実施できる
ように、私たちも、支援というか、協力、ア
ドバイスはしていきたいと思っております。

○山本秀久委員 今の説明を受けたけれど
も、大体毎年の予算の計でやっているわけだ
から、そういうふうにして大体大まかな予算
の計上の仕方というのはあるはずだからね、
基本が。だから、そういうときに、毎年こ
ういうふうな見込み違い、見込み違いの予算
が余りにも大きいんだよ。だから、そういう
点はどういうふうに——だから私がいつも言
っていることは、人事の弊害が出ているんだ
と。前の人が2年交代でかわったりなんかし
てしまって、勉強不足の面もたくさんあるも
のだから、だからそういうふうには毎年問題
で、こういうときにはこれだけの予算が大体
必要だろうということがわかるはずなのだ。
それなのに各課が、ずっと見てみたら見込
み違い、見込み違いばかり出てくるものだ
から、何だろうかという疑問を持ったわけだ。
だから、そういう点を指摘しているわけす
よ。

だから、今の説明では、国庫補助の問題な

んかは大体減額してくるのはわかるから、県の中の問題で見込み違いが余りにも多過ぎるものだから、もうちょっと検討の余地がありはせぬかということを行っているわけだ。そういうことです。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。なければ、次に行きます。

続いて、警察本部から説明をお願いいたします。

○西郷警察本部長 まず、提出議案の説明に先立ちまして、先般の警察本部に勤務する警察官の盗撮行為につきましては、被害者、委員の皆様を初め、県民の皆様に対し、まことに申しわけなく、本席をおかりしておわびを申し上げます。申しわけありませんでした。

県警察といたしましては、今後一層職員の身上指導や職務倫理の徹底を図り、非違事案の再発防止に努めてまいりたいと考えております。

それでは、本県警察の取り組みについて御説明をいたします。

県警察では、現在「安全・安心くまもと」実現計画2012により、県民が安全で安心して暮らせる熊本県の実現に向け、組織を挙げた取り組みを展開しているところでありますが、昨年は、刑法犯認知件数が9年連続で減少するとともに、交通事故死者数も前年比で4人減少させることができました。

また、県民生活を脅かす殺人や強盗といった重要犯罪の検挙率が全国水準を上回る85%となるなど、県民の皆様への期待に応え得る成果を示すことができたと考えているところであります。

しかしながら、依然として、子供や女性に対するわいせつ・声かけ事案が増加するとともに、全国的なストーカー・配偶者暴力事案に対する関心の高まりを受けて、これらに関

する相談が急増をいたしました。

また、インターネットを介して行われるサイバー犯罪が依然多発をするとともに、この種犯罪の捜査における隘路も指摘をされております。

さらに、通学路の安全対策も改めて問題となっております。

一方で、本年10月に予定をされています第33回全国豊かな海づくり大会に向けた各種対策にも総力を挙げて取り組まなければなりません。

このようなことから、これらの課題に適切に対応するため、本年は、この実現計画2012に、被害者の立場に立った被害の届け出などの迅速、確実な受理と対応、サイバー犯罪に対する捜査力の向上、通学路における交通安全対策の推進、全国豊かな海づくり大会の開催に伴う総合対策の推進の4つの項目を新たな課題として追加をし、組織を挙げて取り組んでいくことといたしました。

このような中、今春、本県警察に警察官11人の増員配置が示されました。これもひとえに、県議会において、警察官の増員を求める意見書を御採択いただき、国に要望していただくなど、委員の皆様方を初めとする県議会の皆様の多大な御支援のおかげであると、感謝をしているところでございます。

これに伴う警察官の定数条例の改正案につきましては、後議でお願いする予定ですが、県警察では、職員一丸となって、県民の期待と信頼に応えることができるよう、本年も取り組んでまいりますので、皆様方には、引き続き御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

本日の常任委員会では3件の議案について審議をお願いしております。

内容としましては、第1号議案が、平成24年度熊本県一般会計補正予算であります。

これは、警察費及び災害復旧費の計5億894万6,000円の減額補正などについてお願いを

するものであります。

第26号議案が、工事請負契約の変更であります。

これは、平成23年9月定例県議会で議決をされました熊本東警察署等複合施設新築工事請負契約のうち、工事内容変更のため、契約金額の変更を行うものであります。

報告第5号が、専決をした5件の交通事故の和解についての報告に関するものであります。

議案の詳細につきましては、担当課長等に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○赤星会計課長 会計課でございます。

予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の説明資料で御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第1号議案平成24年度熊本県一般会計補正予算(第11号)についてでございます。

まず、最上段の公安委員会費の補正額をごらんください。

106万4,000円の減額をお願いしておりますが、これは、説明欄に記載のとおり公安委員報酬の不用見込み額でございます。

この主な要因は、熊本市の政令指定都市移行により、公安委員が熊本市長推薦の2人を加えまして3人から5人に増加することに伴い、当初4月から5人分で積算していましたが、市長推薦の委員の就任が7月となったことから、この3カ月間の2人分の報酬が不用となったことや、公安委員の行事出席実績の減によるものでございます。

次に、警察本部費の補正額をごらんください。

3億9,400万8,000円の減額をお願いしております。

説明欄1の職員給与費3億2,810万9,000円の増額は、予算編成時には見込まなかった新規採用職員の給料、各種手当等の過不足調整

によるものでございます。

2の退職手当7億244万1,000円の減額は、退職予定者数の減により退職手当費の不用見込み額でございます。

この主な要因は、当初の定年退職予定者のうち、平成23年度末に勸奨による早期退職や人事異動に伴う警視正昇任者の辞職等により不用となったことであります。

3の警察一般管理費1,967万6,000円の減額は、そこに記載の被服等整備費、庁舎光熱水費、警察統合OAシステム機器リース料、さらには汎用系情報管理システムの車両照会システム開発費及び緊急雇用創出基金事業の安全安心サポート事業における車両リース料、これらの契約等に伴う不用見込み額でございます。

次に、装備費の補正額をごらんください。

235万2,000円の減額をお願いしております。

これは、説明欄に記載のとおり、ヘリコプター振動解析装置購入契約に伴う不用額でございます。

2ページに移ります。

警察施設費の補正額をごらんください。

2,281万9,000円の減額をお願いしております。

説明欄1の警察施設維持費350万4,000円の減額については、運転免許センターの庁舎清掃や電気保守業務管理等の庁舎保守管理委託契約に伴う不用額でございます。

2の警察施設整備費1,931万5,000円の減額については、一番下に記載の阿蘇、御船両警察署庁舎の耐震改修工事の契約残を不用額として計上しております。

また、単独事業分の警察施設整備費及び熊本東警察署庁舎等整備事業については、前者で2,900万、後者で2,100万円、それぞれ地方債を増額し、財源を一般財源から地方債に変更する、いわゆる財源更正を行うものでございます。

次に、恩給及び退職年金費の補正額をごらんください。

506万4,000円の減額をお願いしておりますが、これは、恩給受給者本人1名が亡くなられたことによる普通恩給の減少と遺族に支給されます普通扶助料の受給者7名がお亡くなりになったことによる支給額の減少による不用見込み額でございます。

3ページに移ります。

警察活動費の補正額をごらんください。

7,230万4,000円の減額をお願いしております。

説明欄1の一般警察運営費615万4,000円の減額ですが、まず、警察活動基本経費については、国庫補助金275万3,000円の増額に伴い、この分の財源を一般財源から国庫支出金へ財源更正するものでございます。

次に、留置管理費については、被留置者数の減少に伴う被留置者食糧費等の不用見込み額、さらに、犯罪被害者支援活動の推進については、人権啓発活動委託金の内示減に伴う事業の減額、重要備品等整備事業については、車両購入契約等に伴う不用見込み額でございます。

2の生活安全警察運営費346万5,000円の減額については、緊急雇用創出基金を活用しておりますセーフティーパトロール活動委託契約に伴う不用額であります。

そのほか、みんなが安心して歩ける街づくり事業について、社会資本整備総合交付金104万円の増額に伴い、この分の財源を一般財源から国庫支出金へ財源更正するものでございます。

3の刑事警察運営費1,748万1,000円の減額については、取り調べ録音・録画装置購入契約や初動捜査支援システム設置契約、それにクリーンルーム設置契約に伴う不用額でございます。

4ページに移ります。

4の交通警察運営費については、自動車保

管場所関係手数料1,402万円と道路使用許可関係手数料266万8,000円の歳入増額に伴い、歳出についても、それぞれ一般財源からその他の手数料へ財源更正をするものです。

5の交通安全施設費4,520万4,000円の減額については、補助事業の交通安全施設等整備費における国庫補助金と地域自主戦略交付金の内示減に伴う事業費の減額を計上しております。

単独事業については、地方債2,100万円の増額に伴い、一般財源から地方債へ財源更正を行うものです。

以上、警察費合計欄に記載しておりますように、平成24年度2月補正における予算総額は4億9,761万1,000円の減額となりまして、補正後の予算総額は387億7,108万2,000円となります。

5ページに移ります。

警察施設災害復旧費の補正額をごらんください。

914万5,000円の減額をお願いしております。

これは、被災しました阿蘇警察署庁舎等の災害復旧工事契約に伴う不用額でございます。

次に、交通安全施設災害復旧費の補正額をごらんください。

219万円の減額をお願いしております。

これは、被災しました信号機等交通安全施設の災害復旧工事契約に伴う不用額でございます。

以上、災害復旧費合計欄に記載しておりますように、平成24年度2月補正における災害復旧費総額は1,133万5,000円の減額となりまして、補正後の災害復旧費総額は3,833万1,000円となります。

次に、6ページをお願いいたします。

第1号議案(第2表 繰越明許費補正)についてでございます。

警察活動費に係る繰越明許費1,100万円の

増額変更をお願いするものでございます。

これは、国の緊急経済対策の一環として、国庫補助金を活用した交通安全施設整備事業を実施する予定でございますが、補助事業費だけでは不足が生じるため、不足する金額を県費で継ぎ足して執行するため、今回繰越明許費を補正するものでございます。

なお、国庫補助金を活用した交通安全施設整備事業の予算措置繰越明許費の変更につきましては、本議会の追号議案でお願いする予定でございます。

次に、第1号議案(第3表 債務負担行為補正)についてでございます。

まず、債務負担行為の追加として、交番、駐在所等75カ所の土地、建物の賃借に要する経費2,393万7,000円をお願いしております。

次に、債務負担行為の変更につきましては、警察関係業務として、平成25年度当初から、役務の提供を受ける必要があります指定自動車教習所職員講習委託314万5,000円、これや顧問弁護士料108万円、それに暴力団対策であります事業者選任責任者講習業務委託124万8,000円、弁護士謝金48万円、機械設備業務委託27万5,000円、これらの合計5事業、622万8,000円を12月補正予算で設定しました8億5,031万6,000円に追加して、総額8億5,654万4,000円に変更するものでございます。

続きまして、条例等議案について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

第26号議案工事請負契約の変更についてでございます。

これは、平成23年9月定例議会で可決されました熊本東警察署等複合施設新築工事請負契約のうち、工事内容の変更に伴う請負金額の増額について御審議をお願いするものでございます。増額工事費の総額は、1の①契約金額欄に記載のとおり3,068万270円となります。

また、変更内容は、8ページの一覧表記載の8項目であり、まず、最上段にある地下タンク式家用給油設備は、東日本大震災の教訓を踏まえまして、非常電源用燃料等の備蓄給油設備を設置するもの、2段目から4段目の庁舎関係は、熊本市へのいわゆる建築確認申請を行った際の指導等に基づきまして、くい鋼材の強度を増強したり、地下水保全のために、くい打設時に逸水防止剤を混入したり、さらには防火シャッターや鋼製建具などを設置するものでございます。

5段目、6段目の車庫関係は、車庫の地盤が弱かったので強化対策を施すもの、7段目の外構関係は、雨水について、当初浸透ますを活用して施設内で処理する予定でしたが、熊本市との協議で近くの市道の雨水ますを利用できるようになり、これに接続するもの、最後の解体工事は、旧三菱の工場の基礎部と思われる地中埋設物が出てまいりましたので、これを撤去等するものでございます。

増額分を含めた総工事費は17億18万270円となります。なお、増額分の予算につきましては、24年度当初と6月補正におきまして、それぞれ2,500万円、合計5,000万円を議決いただき、確保しているところでございます。工事は順調に進んでおりまして、本年6月末に完成、7月中旬に移転、業務開始する予定でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○木庭首席監察官 首席監察官でございます。

報告第5号専決処分について報告させていただきます。

この報告は、県警の公用車の交通事故に係る損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関するもの、計5件でありまして、うち1件が人身事故で、残り4件は物損事故でございます。

それぞれの事故の概要につきましては、11ページに記載のとおりでありますけれども、いずれの事故も警察側が第一当事者となるもので、左右の安全確認が不足していたとか、前方注視が不十分であったなど、注意力不足が原因によるものでありまして、損害賠償額の合計94万1,168円につきましては保険で対応しております。

県警では、公用車事故を1件でも減少させるため、若手警察官に対する実践的な運転訓練など、各種の事故防止対策に取り組んでおり、その結果、昨年は一昨年比で1割ほど有責事故が減少しましたけれども、今後とも気を緩めることなく各種対策に強力に取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

○大西一史委員 済みません、今報告があった第5号の事故関係のものです。

これはもう毎回申し上げていて、気をつけてくださいということでもあります。車両が多いということもあるし、警察車両の場合は、どうしてもいろいろと犯罪の捜査であるとかそういった取り締まりであるとかということなどで危険を伴う部分があるので、ある程度のリスクは仕方がないのかなというふうに思っているのですが、ただ、先ほど監察官がおっしゃったとおり、不注意の部分、この部分に関しては、やっぱり徹底をしていただくということをお願いしたいと思うのですけれども。

それで、これ保険で対応されたということなのですが、これは恐らく保険——警察の保険も結構高いのだろうと思うのですが、これは保険料率ってどのくらいこの事故によって上がるのですかね。

○木庭首席監察官 ちょっと私も詳しくは知りませんが、保険によって、割引あたりも事故の状況によってはあるようでございます。今年度、24年度の契約額につきましては、2,253万円余りと。それが23年度につきましては3,754万円余りということで、年によって、この2年間で見ましても1,500万円ぐらいの差があると。

これは御承知かもしれませんが、北部のほうで警察官の事故があって、相手の方が相当何人もけがされたというような事故もあつたりしたときに、保険の契約額が変わるみたいであります。ですから、事故を少なくすれば保険額も抑えられるということで、1件でも少なくしていかなければならないと考えております。

○大西一史委員 当然そういうことになろうかと思うので、その辺はもうぜひ意識を徹底していただきたいと思うのですが、以前は、たしか保険には、何か県の車両もそうだったと思うのですけれども、保険料のほうが高かったりするので、その場その場で対応できるようにということで、保険に加入をしない選択もあつたような気がするのですが、どうですかね、トータルで見た場合に、保険料と。これは会計課に聞いたほうがいいのか、どうなのでしょう。

○吹原警務課長 警務課でございます。

大西委員御指摘のとおり、現在、本県では、平成17年から、原付を含む全車両、保険に加入している状況でございます。実質的な金出し分につきましては、年度年度の事故率で、割引率というものがおおむね、幅が全国一律に保険会社のほうで決められておりますので、30%の上限ぐらいが大体相場かなと思いますので、大きい補償があつたときには翌年にはね返ってくるということがございます。ただ、持ち出し分については、やはり

事故の形態からすると、保険加入をやっていたほうが基本的には経費の部分の削減というのは図られるというものが、この8年間ぐらゐの実績ではそういう形の評価ができるのかなというところがございます。

○大西一史委員 はい、わかりました。いずれにしても、事故を起こせば、それだけ財政を圧迫しますので、その点を注意しておいてください。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○山本秀久委員 警察の皆さんには、いつも県民のためによく働いていただいていること、感謝します。

ただ、今年は、豊かな海づくりの問題がいろいろ絡んでまいります。それに対するイベントが水俣地域は多いと思います、いろんなイベントが。そういうときに何か警察で不十分な点がありますか、何か。今考えて、警備の問題、いろんな運営の問題で、何か問題点があるようなことがあったら聞いておきたいと思ったものですから。

○高橋警備部長 警備部長でございます。

豊かな海づくり大会、さらに水銀条約外交会議、いずれも県南の水俣を中心に開催されるということで、これに向けましては、まず、豊かな海づくり大会に向けましては、天皇皇后両陛下の御臨席が恒例化しているということで、確実に御来県になると、御来熊になるということでは、まだ決まってははいないわけですが、それを前提に一昨年の夏に警衛準備室というものを設置しまして、昨年4月に警衛対策室に格上げしまして、現在急ピッチでその対策に向けての作業を進めているところでございます。

もうわかるように、水俣と熊本という二正

面で行かなければならないということで、部隊を配置する場合も、通常ならば転進、転進でやっていけるわけですがけれども、転進がきかないということで、倍ぐらい、簡単に言うと倍ぐらいの人数が必要になるのではないかなというように、今作業を進めているところでございます。

後議の予算になりますけれども、1億円以上の予算を要求しておりますので、現時点では、特に今現在要望するというようなところはございません。

○山本秀久委員 今、そういうふうな経費の面とかいろんな面でいろいろあると思うものですから心配したわけですが、今高速も、芦北までで高速はとまっています。あれをおりてからの交通の事情というのは大変混雑すると思いますから、そういう点では、警察の御苦労というのは、交通整理の問題、いろんな点で大変御苦労が多いと私は解釈したものですから、そういう点で何かいろんな要求、いろんなものがあれば提起されたいと思っておりますので、一応申し上げたわけです。

○高橋警備部長 ありがとうございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○城下広作委員 セーフティーパトロール活動委託事業なのですけれども、よく中心市街地でも3人で回られているときとか、2人でもよく見ます。この方たちは、具体的に、例えば誰かが自転車を盗難とか窃盗しようとしているときに、声をかけて注意するときか、こういう役目なんかはできるのですか。実際にそういうのがあっていて、そういう報告がちゃんと上がっているのか。どこまで声をかけられるのか、積極的に声をかけようという運動をしているのか、ただぐるぐる回るだけという形だけでやっているのか、ちよっ

とその辺の、仕事の部分をどこまでお願いされているのか。

○岡生活安全部長 セーフティーパトロールは、警備会社のほうに委託しておりまして、一般的には警察の権限はございません。ただ、交番、駐在所等、所轄警察署交番等を中心として活動しておりまして、声をかけたら警察のほうに連絡する通報連絡制度というのがございまして、緊急の場合であれば、警察官が、通報があれば警備員のほうに行くと。そういうことで、通常の声かけ、見回りは積極的にやって声をかけることにはしております。警察官の職務権限がないというだけでございます。協力しながらやっていくという制度でございます。

セーフティーパトロールそのものが、導入しました交番等につきましては、確実に犯罪の認知件数あたりは減少しているということで、効果的な施策ではないかなというふうに思っております。声かけをやって犯罪が予防できたとか、未然防止できたとか、そういう好事例も、効果があったということで、警察署、交番、本部等にも上がってきております。地域の方々からも支持を得ている施策ではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○城下広作委員 しっかり交番のほうと連携をとって、何かあった場合には、報告とか調書というか、ちゃんとそういうのが上がってくるということですよ。積極的に頑張りたいと思います。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○山本秀久委員 ちょっと待つて。さっきの教育委員会にちょっと言いそびれとった。

さっき社会教育課にお願いした、見込み違いとか、いろいろ見込み違いが多過ぎるとい

うか、それだけのものはほかに生かせるような知恵を出してくれという意味も含んで言ったことだから、一応つけ加えておく。

○溝口幸治委員長 なければ、これで議案等に関する質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第4号、第7号、第26号及び第30号から第32号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外6件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外6件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、その他に入りますが、何かございませんか。

○小杉直委員 その他で県警に1つ、それから教育委員会に1つ。県警のほうは、すぐ答弁できぬならば、後日の検討で構いませんが。

さっき、説明の中の1ページにヘリコプターの維持管理費というのが出ておりましたが、これに直接関係することではありませんので、その他で聞きますが、県警のヘリは、ヘリ同士がひっついた場合の感知装置は、もう設置しましたかな、まだしていないですか。

○岡生活安全部長 確認しなければわかりませんが、多分ついていない状況だと思います。

○小杉直委員 県の「ひばり」だったのですかな、あれはついとるわけですたいな。そうすると、ヘリテレは数年前について、非常に、先般の熊本大豪雨のときには、龍田を県警ヘリがずっと写して、防災センターに流して、それが非常に効果のあった結果で、龍田の大豪雨で死者は1人も出ていないという成果が出ておりますが、大規模災害のときには、報道、自衛隊、海上保安庁、警察、その他のヘリががっと寄ってくるわけですね、3・11がそうでしたが。ヘリ同士がひっついたときの感知装置がついていないならば、つく方向でひとつ検討していただきたいなど。

数年前に私が調べたときには、約1,000万でした。しかし、数年前ですから、もう金額が変わるとるかもしれませんけれどもね。ただ、前にも言ったけれども、感知装置をつけることによって、ほかの警察予算が削られるということになると、よしあしもありますが、安全対策のために、県警のヘリにも感知装置というのを前向きに検討していただきたいということで、これは要望にかえときます。

それから、教育委員会、よかですか。

○溝口幸治委員長 どうぞ。

○小杉直委員 今——えらい熊本弁で済みませんばってんが、体罰の調査ばしよんなはるて聞いとるですが、これはいつからいつまでの調査期間か、あるいは調査対象学校の種類はどういうものか、まずそれをちょっとお聞きします。

○溝口幸治委員長 総括して、上川課長から。

○上川高校教育課長 まず、第1点目の期間でございますが、平成24年4月から平成25年3月までの平成24年度の調査を行っているところ

でございます。

第2点目の範囲でございますが、これは全ての小中学校、それから県立高等学校、特別支援学校について調査をしておるところでございます。

○小杉直委員 調査する範囲はそうでしょうけれども、実際調査する期間というのは、いつからいつまでですか。

○上川高校教育課長 調査の期間は——調査をかけている期間ですか。

○小杉直委員 いつからいつまで。

○上川高校教育課長 実際に通知をいたしましたのが、2月の中旬、15日に通知をいたしまして、そして、その報告が上がってきますのが4月の上旬を見込んでおります。約1カ月間の調査期間でございます。

○小杉直委員 わかりました。

体罰の調査ですが、体罰以外で現場の先生が許される実力行使、そういうものはどういふところがあるですかね。

○上川高校教育課長 教員は、生徒指導を行う際に懲戒を行う権利がございますが、身体に及ぼす具体的な侵害については認めておらないところでございます。

○小杉直委員 私自身が体罰を受けながら、また、自分自身も体罰を後輩たちにしながら育ってきて、体罰の効果というのは体験的にいい方向であったわけですよ。しかし、時代の変遷とともに、価値観の相違と、また、いろんな環境の変化で、体罰は禁止ということについても、それは理解はします。しかし、心配するのは、学校の先生方の萎縮の問題ですたい。

平成19年ごろ、以前にも言いましたけれども、局長名で、問題行動を起こす児童生徒に対する指導という通知が来とるでしょう。これについて、出席停止制度の活用とか、あるいは児童生徒に対する懲戒の例とか、そういうことは熊本県内にありましたかな。

○緒方義務教育課長 小中学校の場合ですけれども、まず、この出席停止の規則については、45市町村の教育委員会には規則を定めています。ただ、ここ数年、出席停止をやったというのは、うちのほうには報告は上がってきていない状況です。

○小杉直委員 なら、もう締める方向で話をしますけれども、2つ。

調査期間が終わって、4月の初めごろに結果報告があるでしょう。よく注意していただきたいのは、それは保護者と生徒たちにその調査をするわけでしょうけれども、それを教育委員会、学校現場は全部うのみにしないようにですな。本当に事実なのか、あるいはケースごとによっていろんな中身が違うと思いますから、うのみにすることがないようにしていただきたいということが1つと、これは非公開ですべきだろうと思いますけれども、今後、言うことを聞かない生徒、子供、それから文句を言う生徒、子供、反抗する生徒、子供、あるいは先生方に今度かえって因縁をつける生徒、子供、そういうとが出てくるおそれはあると思うですよ。

結局、規範意識の低下ということによって、教育委員会も、県警も、その他の関係機関も、非常にそれは社会問題になつとるですな。それが非行、犯罪につながりますから。だから、現場の先生方が、こういうケースがあったときにはどう対応するというような模擬演習的なことをされるということをお勧めしますが、いかがですか。

○上川高校教育課長 まず、調査の結果、上がってきました事案の一つ一つについては、学校のほうで、該当の教員、あるいは生徒、保護者からしっかりと聴取をいたしまして、精査をした上で、教育委員会のほうに上げていただくと。本課のほうでも、その内容について、十分に精査をさせていただきたいというふうに思っております。

2点目のお尋ねでございますが、体罰はいけませんけれども、このアンケート調査によって萎縮することもなお心配するところでございます。

今後とも、体罰によらない威厳のある毅然とした指導というもののあり方について、一層指導してまいりたいと思いますし、学校と連携しながら努めてまいりたいというふうに思います。

○小杉直委員 もう要望にかえときますけれども、一々公にする必要はないと思いますけれども、学校ごと等々で、やっぱりこうやって反抗してきた、こうやって文句を言った、こうやって因縁をつけてきたというような想定をしながら、それに対して先生方がどうしつけしていくか、どう対応するか。机上論でなくて、そういうふうな、例えば警察が強盗訓練とかいろいろやりますでしょう。それと質は違いますけれども、そういうことも、やっぱり今後の課題として、先生方も、指導のやり方、しつけのやり方、学校現場の防衛のためにも、それはやっぱり考えとっていただきたいなというふうに、これは要望しときます。

以上です。

○山本秀久委員 私も、小杉先生に関連して。

前にも申し上げたでしょう。家庭訪問というのを必ずやっていると、それをよく解釈しながら家庭訪問をすると、家庭の事情、その

子供の素材、今言われた暴力的か反抗的かということがわかってくると思います。そういう点をよく吟味しながら——だから家庭訪問というのは、ただ単に行ってお茶飲むのではなくて、こういう状態です、こういう状態ですと、自分の受け持ちの先生がしゃべるだけではなくて、そういう感覚を持った家庭訪問のやり方というものも必要だということを前にも申し上げたのですけれども、そういう点を充実しておく、大体雰囲気はわかってくる。それと、今度は指導員とよく相談しながら判断すれば、犯罪もある程度抑えられると。

私は、よく父兄の人と会うときには、この2つの言葉を知ってくれぬかと。我が子に限ってと、我が子だからという言葉、その2つの、両方の面をよく解釈してもらえませんかと言ったことがある。たった二言が、違うんだだけ。我が子に限ってと、我が子だからということは大分違うんだ。その意味合いを含んで、これを考えていったほうが良いと思います。

以上です。それだけです、つけ加え。

○上川高校教育課長 御指摘いただきましたように、家庭訪問の重要性については十分に認識をいたしております。その技量につきましても、今後、教職員研修等の中でしっかりと指導してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○城下広作委員 委員長、済みません。1つだけ、せっかくですから。

先生の体罰が余りにも問題になっているのですけれども、逆に生徒が先生を殴るケースがあるでしょう。そういう件数は、去年あったのですか、今年度あったのですか。生徒から逆に先生を殴るという、そういう反抗して殴るという行為はあったのですか。ちょっと念のために一応、余りにも……。

要するに、文科省が、問題ある生徒は今から出席停止ということを検討しているというのがきょうの新聞にどんと出ていたから、まさに先生を殴るというのは問題部分でしょうから、停止というのを今から考えるということ視野に入れているのでしょから、そういう生徒がいるのか、児童生徒が。児童というのはちょっと難しいけれども、特に高校生とか……。

○溝口幸治委員長 義務教育課、高校教育課、どっち……（「校内暴力」と呼ぶ者あり）

○城下広作委員 校内暴力、要するに生徒が先生をどんと殴るという、反抗して殴ると。

○緒方義務教育課長 小中学校の場合ですけれども、これは先ほどおっしゃった文科省の調査ですけれども、小中学校では、平成23年度ですが、19件上がってきております。（「県内で」と呼ぶ者あり）県内です。

○溝口幸治委員長 義務教育課関係ですね。

○城下広作委員 義務教育関係で……。高校は。

○上川高校教育課長 対教師暴力については、8件上がっております。

○城下広作委員 それは、何か罰則はどうなっているんですか。先生を殴ったら停学とかなんとかという、それはどういうふうになっているんですか。

○上川高校教育課長 高校の場合は、その様態にもよりますけれども、対教師暴力につきましても重く考えておりますが、懲戒処分にあたると思います。

○城下広作委員 今後は、こういうこともしっかり論議して、先生方ばかりではなくて、生徒、親がそういう自覚がないから、親もそういう部分で、先生に対して暴力を振るうということはいかかなものかということも一緒にあわせて論議しておかないと、片方ばかり論議するのちょっと片落ち論議になるのかなという心配があるものですから。わかりました。

○小杉直委員 関連して。

この間、体罰禁止よりもしつけが先だというふうに新聞に載ったりしましたね。なるほどと思いましたよ。

それから、補足説明しておきますが、さっき私は、体罰を受けて体罰をしながら育ってきましたと言うたのですが、中身は愛のむちでした。一応訂正して、補足しときます。

○山口ゆたか副委員長 私は、その関連して質問ではないのですが、先日、2月19日に管内視察をさせていただきました。本来であれば、管内視察は7月に予定しておったのですが、熊本広域大水深によって——私は機動隊の視察をしたかったなというのがあったのですが、残念に思うのですが——その管内視察において、教育委員会が中心ですが、人吉・球磨の建造物、歴史の奥深さを感じることができたなど。そしてまた、地域の方の思い、そして市町村の支援、そういったことを通じて、県も、文化課を中心に、今後とも強力にやっぱり支援していただきたいというふうに思います。

何よりも我が地域と比べると、やっぱり歴史的な建造物の多さというのは、これはやっぱり希有なものだというふうに感じまして、そういった中で、やはり今の時代にしっかりとそういった建造物や文化を維持、保全していくというのは大事だろうというのを痛感さ

せていただきました。

文化課の予算等々もそんなに大きくありませんが、そういったことも含めると、まだまだあの地域には多くの文化財が残っているものと推察されますので、どうぞよろしく願います。

あと1点、その視察についてですが、授業マイスターの視察をさせていただきました。それに影響を受けて、私も実はその視察後にタブレットを買ってしまいました。実は、その授業マイスターもICTを導入した授業でありまして、その授業の有用性を視察後に帰って自分で振り返ってみれば、やはり子供たちの成長に教育の資材としてはすごく有用なものではないかなというふうに感じることができました。

しかしながら、経済対策等々で、各市町村が、電子黒板等々、そういったICTを使った教育環境がやっぱり地域的な差があると思われまして。そういったことも含めると、そういったICTを使った教育活動も今後やっぱり進めていくべきだなというふうに感じるところでありました。

授業マイスターの本当に技量ある——最初、生徒たちの緊張を解くアイスブレイク的な最初の授業の始まりから、そして児童が主体的に参画できる授業づくりと。社会科の授業だったのですが、やっぱり感心するところがありまして、そういったところに、マイスター制度も含め、そしてICTの利活用も含め、今後、教育長におかれては、どのように進めていかれるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○溝口幸治委員長 同じ先生の授業を見た、田崎教育長。

○田崎教育長 2月19日のときの管内視察には同行できませんでしたが、昨年夏だったと思いますが、人吉・球磨のほうに溝口

委員長と御一緒に視察に参りまして、山江の山田小学校のほうにも私も行かせていただきまして、実際にICTを使った授業も見せていただきました。

山口副委員長がおっしゃるように、導入部分でいわゆる興味、関心を子供たちの部分に引きつけて、本当に私も昔自分が受けていたときの授業と違うなというふうな印象を強く持ちまして、しっかりとこれは取り組んでいかなければいけない課題だというふうに認識を新たにしたところです。

御案内のとおり、来年度の予算でも、モデル事業ですけれども、ICTを使ったそういう授業改善につながるような取り組みを、教育委員会でも、県下の小中学校で2校ずつではございますけれども、始める予定にしております。それをもっと、そのモデル事業の結果を県下全体に広げていって、熊本県でICTというのをもっと使って、授業改善につながるような取り組みをしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

○山口ゆたか副委員長 ありがとうございます。

2校ずつということで、地道ですけれども、やっぱりしっかりと取り組んでほしいなと感じるところです。

もう1点、感心しましたのが、やはり山江村の一般の普通の行政と教育委員会と学校のやっぱりこの3者の関係がすばらしくいいなと感じることができました。そういったことも含めると、教育に力を注ぐならば、そういった環境づくりも重要だなと。やっぱり県教育委員会としても、さまざまな市町村の意向等々もあるとは思いますが、そういったことも積極的に働きかけてほしいなと思います。よろしくをお願いします。

あと1点、お願いします。

あと1点、ちょっと寂しい質問になるので

すが、先日新聞等で後期選抜の志願者の状況が公表されましたが、当地の上天草高校の福祉科においては、前期では一定程度志願者がありましたが、後期においては福祉科の志願者がゼロという数字が出てまいりました。

これまでの経緯等々も考えると、さまざまなことを考えなければいけないなど、個人的にも地域を代表する者として思っておりますけれども、今回の——毎年見ると、かなり厳しい志願者数の高校も多々見受けられるのですが、やっぱりゼロというのは地域にとっては大きな影響があるみたいで、特色ある学校づくりを進めていくということで再編整備も進められておりますけれども、この点について、ちょっと一言コメントをいただければというか、今の考えをお聞かせ願えればというふうに思います。

○山本政策監 副委員長御指摘のとおり、今回後期選抜で志願者がゼロだったということで、私どもも非常に興味を持ってこの数字を見ておりますけれども、県内に3つ介護福祉士の資格が取れる学校がございますけれども、3つの学科とも定員割れでございますが、30人前後、ほかの学科については30人前後入学をされている。

上天草高校については、今回20名ぐらいということでございまして、どこにその原因があるのか、福祉の現場のいろんな報酬の問題ですとか、いろんな部分がございますので、そういった、どこに原因があるのか、実態把握をまずしてみたいということで考えております。教育委員会だけで手が打てるのか、あるいは健康福祉部あたりと連携しながらいろんなことをやっていく必要があるのかというところを、まず実態把握をしながら検討を進めていきたいということで考えております。

○山口ゆたか副委員長 福祉科もそうでありますけれども、松島商業時代にあった情報科

も入学者が、やっぱり希望者が減少しておりますので、このあたりも、もう一度再編整備——今、後期の分を進めておられますが、しっかりとこのあたりを考えていかなければいけないなというふうに考えておりますので、今後とも御尽力いただきますことをよろしくお願いします。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○岡生活安全部長 先ほどの小杉先生の関係でございませうか。

へりの感知装置の関係でございませうけれども、今確認した結果、装置は現在ついておりませう。今後設置することで検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございませう。

○溝口幸治委員長 わかりませう。
ほかにないませうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 済みませう、さっきの体罰の件でせうね。

いじめもそうでせうけれども、先般、文部科学大臣政務官に自民党の部会でお会いしたときに、いじめの調査も含めて、非常に熊本県は真面目に出していただいているというのがこの数字からわかると。ですから、非常に高い評価をいただいております。

今、体罰も——たまたま私、今子供がおりますので、アンケートが来ていますけれども、この調査は、やっぱりきちっとやっていただいで、やっぱり今後にしっかりと生かしていくように——数字だけマスコミは報道するので、いろいろな反響はあると思ひますが、そういうのに右往左往せず、きちっと出すべきものを出していかうということやっていただきたいと思ひます。

それから、体罰はやっぱり目先の事象にとられて対策を打つのではなくて、まさに教

育委員会の政策フル動員というか、家庭教育支援だとか家庭の教育力向上、あるいは道徳教育、そして生徒指導、そして、いい先生をきちっと配置していくという人事、この政策フル動員でやっぱりやっていかないとうまくいきませうので、きょうお答えになつたお二人の課長が中心だと思ひますが、全て皆さんで対応していくという気持ちを忘れずに、ぜひ対応させていただきたいというふうに思っております。

体罰、小杉先生も愛のむちと言ひかえられておりましたけれども、やっぱりどうしてもそこで手を上げないといかぬこともあるのだと思ひます。けれども、それぐらいの気迫を持った先生も、その子のためにそれが必要ならばそういうことをやる、減俸になろうか懲戒になろうか、それでも自分は間違っていないかという行動をとるような、そういう気概を持った先生もある意味必要ではないかなというふうに思ひますが、そういうことも含めて、ぜひしっかりと対応していただきたいというふうに思ひます。

それでは、これもちまして第8回文教治安常任委員会を閉会いたします。

午前11時42分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

文教治安常任委員会委員長